

平成20年度 社会実験公募要領

1. 社会実験の目的

社会実験は、既存制度の大幅な見直しを伴う、先進性または斬新な施策について、当該施策を本格実施に移行するにあたり、事前に効果や影響を確認するため、場所と期間を限定して試行・評価するものです。

2. 実施主体

国土交通省と連携して社会実験を実施し、社会実験を行う施策に関連する関係者*からなる協議会等（以下、「協議会等」）とします。

ただし、協議会等には、施策に関連する地方公共団体、および、国土交通省国道事務所または地方整備局が構成員（オブザーバー等も含む）に含まれることが必要です。

なお、応募の際には、協議会等の規約、協議会等内での役割分担等を明らかにしていただく必要があります。

※関係者とは、市町村、都道府県、国道事務所または地方整備局、有識者、警察、NPO団体等です。

3. 募集する社会実験について

公募により、先進的または斬新な施策について、広く企画の提出を求めるものであり、応募のあった内容について審査を行った上で、選定された応募者に対して実験調査を委託します。

（1）募集する実験の内容

道路交通問題の解決に資するもので、以下の3つのテーマのいずれかにあてはまるものとします。（各テーマの詳細は別紙1を参照。）

- ①沿道空間も含めた道路空間の活用に関する実験
- ②地域住民の意見の活用に関する実験
- ③既存路線の効率的、効果的な活用に関する実験

（2）実験の要件

以下のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- ①新たな制度や既存制度の見直しに結びつく先進的な施策で、国レベルでその施策による効果や課題の検証が必要なもの。ただし、これまでに実施例のある施策でも、改良、組み合わせなどの工夫により新規性、先進性があると認められる場合も含まれます。
- ②地域に新たな施策を導入するにあたり地域の課題を検証する際には、例えば以下のように、実験の目的や本格実施の方針が明確になっているもの。

- ・既存の車道に歩道を付加的に設置することは決定しているが、幅員、構造などの整備内容を実験を通して決定するもの
 - ・自転車レーンの設置など施策実施は決定しているが、箇所、構造などを実験を通じて決定するもの
- (注) 通常の事業で行えるものを除く。

③地方公共団体において、交通等に関して複数の実現手段を擁する総合的な計画を策定済みもしくは策定中であり、その中の要素（計画実現のための手段）を段階的に検証するもの。

(3) 実施期間

社会実験の実施期間は平成20年度中となります。社会実験終了後、同年度内に結果をとりまとめて報告していただくこととなります。

(4) 実施体制

応募の際に、申請書類に協議会等の構成員毎の役割分担を予め示していただきます。

(5) 関係機関との調整

実験の実施までに、地元住民、国土交通省国道事務所または地方整備局等の関係行政機関との十分な調整が必要です。特に、実験の実施に際して交通規制や道路の使用許可を要する場合には、所管の警察とあらかじめ十分な調整をしてください。

4. 費用に関する国の負担

社会実験の実施にあたっては、協議会等において、国土交通省、地方公共団体、NPO団体等が連携して、それぞれが相応しい役割を果たすことを前提とします。

国土交通省が負担する費用は、実験実施計画の策定費用、実験実施の準備のための費用、実験実施の運営費用、各種調査のための費用、効果分析・施策評価のための費用です。施設整備費については対象となりません。

協議会等において、別途独自に予算を調達していただくことも可能です。

なお、国土交通省が負担する額は概ね1,500万円程度を想定しています。

5. 応募方法等

(1) 申請方法

社会実験の申請を行う際には、協議会等の代表者が申請書（様式）を作成し、実験地域を所管する地方整備局等（別紙2）に提出してください。その際、必要に応じて参考資料を添付してください。

(2) 社会実験に関する相談、問い合わせ

申請しようとする実験内容についての相談や申請書類の作成方法等の問い合わせは、実験地域を所管する地方整備局等で受け付けております。

なお、申請書提出後に、応募内容について確認するため、提案のあった地域を担当する地方整備局等から必要に応じてヒアリングを実施することがあります。

(3) 申請書の提出期間

平成20年8月25日(月)～平成20年9月19日(金)

6. 実験実施地域の選定

(1) 選定方法

申請された実験は、有識者からなる「社会実験の推進に関する懇談会(座長：高橋洋二 日本大学教授)」の意見を踏まえた上で選定されます。

(2) 選定の観点

選定は、「3. 募集する社会実験について」に加え、以下の視点に着目して行われます。

- ① 実験する施策が新規性、先進性を有するなど、社会実験の対象として要件を満たしているか。
- ② 実施する施策が対象地域における課題解決に効果があるか。
- ③ 本格実施に向けた方針が明確となっているか。
- ④ 地元住民、関係行政機関との調整等、実験実施、施策実施に向けた諸環境が整っているかどうか 等

(3) 選定結果の連絡

実施地域の選定結果は、概ね10日間の選考期間を経て、応募代表者あてに連絡します。また、選定された実験地域については国土交通省ホームページ等において公表します。

7. 実験結果の報告等

実験成果に関する報告書や関連資料等を、実験地域を所管する地方整備局等に提出していただくとともに、結果をご報告いただきます。また、講演会等での発表や実験結果に関するアンケート調査等をお願いすることがあります。

なお、提出された報告書等は、国土交通省に帰属するものとし、その後、道路施策の推進において、必要に応じて使用することがあります。

実験テーマについて

※実験内容は各テーマの主旨に合致していれば、例示と同じでなくとも良い。

テーマ 1 沿道空間も含めた道路空間の活用に関する実験

沿道空間も含めた道路の活用に関する実験を行い、新たな道路空間活用策に必要な道路管理者の制度的な課題や地域の合意形成を検証する。

- (例) 安全・安心なまちづくりのため、セットバックした民地と道路空間を一体として活用し、早期に歩道空間を確保する
- (例) 活力あるまちづくりを推進するため、迂回路のある既存モールの道路を歩行者専用道路として供用し、地域の創意工夫による歩道空間の創出を図る。

テーマ 2 地域住民の意見の活用に関する実験

地域住民の道路利用ニーズに的確に応えるために、住民ニーズの把握方策の試行や、地域住民の意見を活用した地域の課題解決のための施策の試行を実施し、住民ニーズの把握方法や施策への適用方法を検証する。

- (例) 地域住民からヒヤリ体験を情報収集し、事故分析を行うとともに、協働による交通安全対策を試行。
- (例) 地域の創意工夫による道路美化看板設置など効果的なゴミポイ捨て防止活動を実施。

テーマ 3 既存路線の効率的、効果的な活用に関する実験

地域の自立・活性化を図るために、既存路線（地域高規格、バイパス、橋梁、トンネル等）を効率的、効果的に活用する社会実験を行い、その実施体制や効果を検証する。

- (例) バイパスの整備によって、通過交通の排除が見込まれる地域において、住民の生活環境を向上するため、ランプや狭さくの設置等を試行。

問い合わせ先、応募書類の提出先

| 機関名 | 部署 | 住所 | 電話・E-Mail |
|---------|----------------|--|--|
| 北海道開発局 | 建設部 道路計画課 | 〒060-8511 北海道札幌市北区北8条 西2丁目第1合同庁舎 | 011-709-2311 shakai-hokkaido@hkd.mlit.go.jp |
| 東北地方整備局 | 道路部 道路計画第二課 | 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日 町9-15 | 022-225-2171 doukei2@thr.mlit.go.jp |
| 関東地方整備局 | 道路部 道路計画第二課 | 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都 心合同庁舎2号館19F | 048-600-1342 doukei2@ktr.mlit.go.jp |
| 北陸地方整備局 | 道路部 地域道路課 | 〒950-8801 新潟県新潟市美咲町 1-1-1 | 025-280-8800 chiiki-douro@hrr.mlit.go.jp |
| 中部地方整備局 | 道路部 地域道路課 | 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の 丸2-5-1 名古屋合同庁舎 2号館 | 052-953-8170 chiikird@cbr.mlit.go.jp |
| 近畿地方整備局 | 道路部 道路計画第二課 | 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手 前1-5-44 | 06-6945-7420 doukei2sha@kkr.mlit.go.jp |
| 中国地方整備局 | 道路部 地域道路課 | 〒730-8530 広島県広島市中区上八丁 堀6-30 | 082-221-9231 chiikidouro@cgr.mlit.go.jp |
| 四国地方整備局 | 道路部 道路計画課 | 〒760-8554 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合 同庁舎11F | 087-851-8061 dourokeikaku@skr.mlit.go.jp |
| 九州地方整備局 | 道路部 道路計画第二課 | 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多 駅東2-10-7 | 092-471-6331 doukei2@qsr.mlit.go.jp |
| 沖縄総合事務局 | 開発建設部 道路建設課 | 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 | 098-866-1914 dourokensetsuka@ogb.ca.go.jp |